数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［｛（0.154／A）－1.000｝×0.226］×B×C

0.154／Aが1.000を下回る場合は1.000とする。

算式の符号

A　18歳以下人口を令和２年人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

4　市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B／（A×13.0）

算式の符号

［略］

B　合併関係市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号。以下「合併特例法」という。）第２条第３項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）第２条第３項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

17.3×a×b－9.00×a×c

bが1.270を超えるときは1.270とする。

cが2.840を超えるときは2.840とする。

算式の符号

a　次の算式により算定した数（当該数に小数点第１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

a1＋（a2－a1）×0.9

（a2－a1）が負数となるときは、０とする。

算式の符号

a1　当該合併関係市町村の人口

a2　令和８年改正前の省令第11条の２第４項算式の符号aの数

［略］

5　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Iは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に１を加えた率とする。

算式

｛（A／0.280）×0.1＋0.9－1.000｝×B×C

A／0.280が1.000を下回る場合は1.000とする。

数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［｛（0.154／A）－1.000｝×0.214］×B×C

0.154／Aが1.000を下回る場合は1.000とする。

算式の符号

A　18歳以下人口を人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

4　市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B／（A×12.3）

算式の符号

［同左］

B　合併関係市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号。以下「合併特例法」という。）第２条第３項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）第２条第３項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

16.5×a×b－8.38×a×c

bが1.270を超えるときは1.270とする。

cが2.810を超えるときは2.810とする。

算式の符号

a　合併関係市町村の人口

［同左］

5　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Iは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に１を加えた率とする。

算式

｛（A／0.280）×0.097＋0.903－1.000｝×B×C

A／0.280が1.000を下回る場合は1.000とする。